

# 今治市しまなみの大学生等通学費助成金交付要綱

令和 7 年 10 月 10 日制定

今治市要綱

## （目的）

第 1 条 この要綱は、今治市内の島しょ部（以下単に「島しょ部」という。）からしまなみ海道等を利用して市内の高等教育機関へ通う学生に対し、予算の範囲内で通学に要する経費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、就学しやすい環境の整備を図ることを目的とする。

## （定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１） 大学生等 市内の高等教育機関（別表 1 に定める教育機関）に通学する学生をいう。
- （２） 公共交通機関 バス及び船舶をいう。

## （助成対象者）

第 3 条 この要綱による助成金の対象者は、現に島しょ部に居住し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民基本台帳に島しょ部の住所が記載されている大学生等とする。

2 前項の助成対象者が卒業によりその要件を欠くに至った場合でも、当該卒業日を含む期間に係る助成金の申請については、助成対象者とみなす。この場合においては、卒業後 2 月以内に申請しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を支給しない。

- （１） 市税を滞納している場合
- （２） 国、県又は市が実施する同種の補助金等を受けている場合

## （助成対象経費）

第 4 条 助成対象経費は、公共交通機関又は自家用車を利用し、島しょ部の自宅から市内の高等教育機関に通学するための定期券購入代又は通行料金（E T C を利用するものに限る。）のいずれかとする。

## （助成金の額）

第 5 条 助成金は、月単位で算定し、1 月当たりの助成額は、次の各号に定める額のいずれか少ない方の額を交付額とする。

- （１） 定期券の利用期間内にある月ごとの定期券購入代金の 2 分の 1 又は月ごとの通行料金の 2 分の 1（1 円未満の端数は切り捨てる。）
- （２） 5 千円

- 2 前項第1号の月ごとの定期券購入代金とは、定期券の該当月の利用対象日数を定期券の利用期間の全日数で除して得た額に、定期券の購入代金を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、今治市しまなみの大学生等通学費助成金交付申請書兼請求書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 定期券の写し等又は通行料金に係るETCの明細書若しくは領収書（申請者又は申請者の親権者の名義のものに限る。）
- (2) 高等教育機関に在学していることを証する書類（在学期間が明記されているものに限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請書は、次に掲げる期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 4月1日から9月30日までの期間に係る助成金 同年10月1日から10月31日まで
- (2) 10月1日から翌年3月31日までの期間に係る助成金 当該期間の末日の属する年の4月1日から4月30日まで

- 3 前項第1号の期間又は第2号の期間の途中において、卒業以外の理由により助成対象者でなくなったときは、当該期間に係る助成金は申請できないものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りでない。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに助成金の交付決定をし、助成金を交付する。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定をする場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

- 3 市長は、第1項の審査の結果により、助成金を交付することが不適当と認めたときは、その理由を付して、今治市しまなみの大学生等通学費助成金不交付決定通知書（別記様式第2号）により、速やかに不交付の決定を申請者に通知するものとする。この場合において、第1項の規定により提出された請求書は、その提出がなかったものとみなす。

(助成金の返還)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたことが明らかになったときは、当該交付決定を取り消し、既に交付された助成金の全額又は一部を返還させることができる。

(調査等)

第9条 市長は、助成金事業の実施及び審査のために必要があると認めるときは、申請者、請求者、公共交通機関、学校に対して、調査を行うことができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年11月1日から施行し、同年4月1日以後の利用期間に係る定期券及び通行料金について適用する。

2 第6条第2項第1号の規定にかかわらず、令和7年4月1日から同年9月30日までの期間に係る助成金の申請については、令和7年11月1日から同年11月30日までの間に市長に提出しなければならない。

別表 1（第 2 条関係）

市内高等教育機関

|   | 学校名                       | 住所                  |
|---|---------------------------|---------------------|
| 1 | 今治看護専門学校                  | 今治市別宮町七丁目 3 番 2 号   |
| 2 | 学校法人今治明德学園今治明德短期大学        | 今治市矢田甲 688 番地       |
| 3 | 学校法人加計学園岡山理科大学（今治キャンパス）   | 今治市いこいの丘 1 番地 3     |
| 4 | 学校法人白光学園今治商業専門学校（専門課程に限る） | 今治市中日吉町一丁目 7 番 8 号  |
| 5 | 国立波方海上技術短期大学校             | 今治市波方町波方甲 1634 番地 1 |

別記様式第1号（第6条関係）

今治市しまなみの大学生等通学費助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛名）今治市長

今治市しまなみの大学生等通学費助成金の交付を受けたいので、今治市しまなみの大学生等通学費助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請し交付対象と認められた場合、本状をもって請求します。また、申請者の今治市税納付状況について調査を行うことについて同意します。

1 申請者

|      |  |      |   |
|------|--|------|---|
| 住 所  |  |      |   |
| 氏 名  |  | 生年月日 |   |
| 電話番号 |  |      |   |
| 学校名  |  | 学 年  | 年 |

2 定期券内容（E T Cは記入の必要はありません。）

| 公共交通機関名<br>（バス・船） | 利用区間 | 定期券の有効期間     | 購入金額 |
|-------------------|------|--------------|------|
|                   | ～    | 年 月 日～ 年 月 日 | 円    |
|                   | ～    | 年 月 日～ 年 月 日 | 円    |
|                   | ～    | 年 月 日～ 年 月 日 | 円    |
|                   | ～    | 年 月 日～ 年 月 日 | 円    |
|                   | ～    | 年 月 日～ 年 月 日 | 円    |
|                   | ～    | 年 月 日～ 年 月 日 | 円    |
| 合 計               |      |              | 円    |

3 交付申請額・請求額

|           |   |
|-----------|---|
| 交付申請額・請求額 | 円 |
|-----------|---|

4 振込先口座 助成金は私名義の下記金融機関の口座に振り込んでください。

|          |                                           |  |          |  |  |  |  |  |  |
|----------|-------------------------------------------|--|----------|--|--|--|--|--|--|
| 振込先金融機関名 | 銀行・農協・金庫                                  |  | 支店・支所    |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人    | フリガナ                                      |  |          |  |  |  |  |  |  |
|          |                                           |  |          |  |  |  |  |  |  |
| 預金種別     | <input type="checkbox"/> 普通（総合口座の普通貯金を含む） |  | 口座<br>番号 |  |  |  |  |  |  |
|          | <input type="checkbox"/> 当座               |  |          |  |  |  |  |  |  |

5 添付資料

- （1） 在学証明書又は学生証の写し
- （2） 定期券の写し等（通行料金はE T Cの明細又は領収書）
- （3） 通行料金の場合は、通学した日を証明するもの又は通学した日の申告書
- （4） 本人確認書類（免許証、マイナンバーカード、保険証等）
- （5） 振込先口座の通帳の写し

別記様式第2号（第7条関係）

今治市しまなみの大学生等通学費助成金不交付決定通知書

第            号  
年    月    日

様

今治市長

年    月    日付けで申請のあった今治市しまなみの大学生等通学費助成金については、  
下記の理由により不交付決定いたしましたので、今治市しまなみの大学生等通学費助成金交付要  
綱第7条の規定により通知します。

記

- 1    補助事業の名称            しまなみの大学生等通学費助成事業
  
- 2    不交付となった理由